

# 官業民営化等WGヒアリング調査票 (登録等に係る業務)

所管省庁名：文部科学省

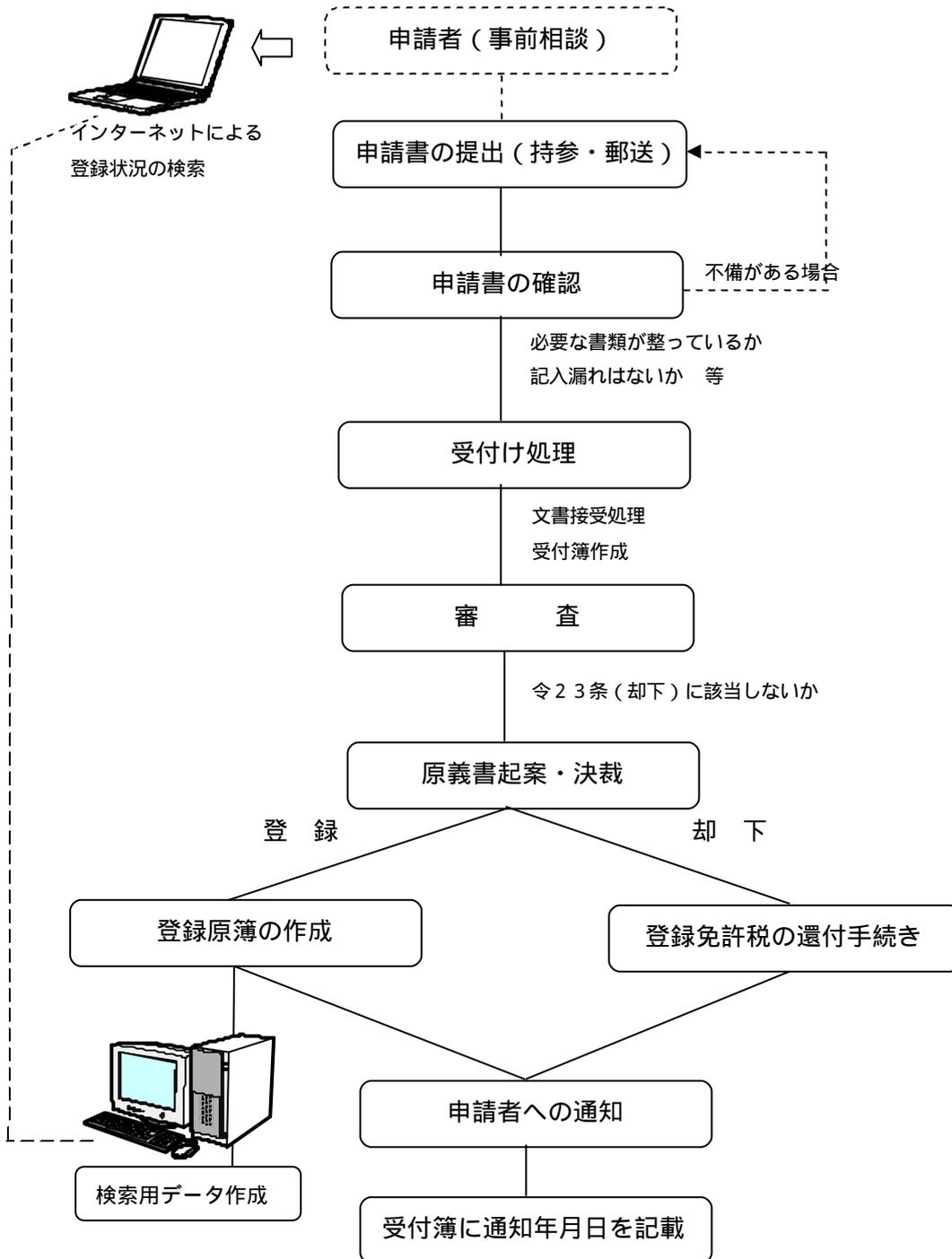
1.名称	著作権に係る登録
2.根拠法令	著作権法 (第75条～第77条、第88条、第104条)
3.実施主体	文化庁
4.従事者数	1名 (他の業務と兼務)
5.予算額	著作権等に関する登録に係る予算は措置されていない
6.事業の内容	申請書及び添付資料を審査した後、著作権登録原簿に記載する。
7.民間移管の 具体的内容	プログラムの著作物については、その特殊性から指定登録機関 (財団法人ソフトウェア情報センター) が事務を行っている。
8.更なる民間開放 についての見解	別添1「著作権等に関する登録制度の概要」参照 別添2「民間開放に関する考え方」参照

## 著作権等に関する登録制度の概要

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために、著作権法では次のような登録制度が定められている。

登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 (法第75条)	<p>無名又は変名で公表された著作物の著作者はその実名(本名)の登録を受けることができる。</p> <p>[効果] 登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定される。その結果、著作権の保護期間が公表後50年間に実名で公表された著作物と同じように著作者の死後50年間となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無名又は変名で公表した著作物の著作者</li> <li>・著作者が遺言で指定する者</li> </ul>
第一発行年月日等の登録 (法第76条)	<p>著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができる。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権者</li> <li>・無名又は変名の著作物の発行者</li> </ul>
創作年月日の登録 (法第76条の2)	<p>プログラムの著作物の著作者は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができる。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作者</li> </ul>
著作権・著作隣接権の移転等の登録 (法第77条) (法第104条)	<p>著作権若しくは著作隣接権の譲渡等、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができる。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録権利者及び登録義務者 (原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)</li> </ul>
出版権の設定等の登録 (法第88条)	<p>出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができる。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録権利者及び登録義務者 (原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)</li> </ul>

# 著作権登録に関する事務手続き



## 民間開放に関する考え方

著作権等の登録については、別紙「年度別登録申請件数の推移」の実績から、今後、登録件数が増大すると考えることはできないが、仮に登録件数が年間数万件に増大し、登録事務の実施を希望する民間事業者が現れば、プログラムの著作物に係る登録と同様に民間に開放しても構わないと考える。

著作権に関する年度別登録申請件数の推移

区分	46～62 (年度)	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
実名の登録	105	2	2	1	2	2	5	23	27	27	5	12	41	13	38	43	53	401
第一発行年月日の登録	616	16	22	31	29	53	45	121	190	184	109	116	245	132	141	219	205	2474
第一公表年月日の登録	563	94	81	71	96	56	91	113	99	154	55	122	195	196	259	210	143	2598
著作権の移転の登録	2078	122	165	164	76	83	187	84	155	136	129	149	258	104	494	91	155	4630
著作権を目的とする質権の設定の登録	13	1	1	0	44	1	0	0	4	13	0	57	29	1	0	0	43	207
変更の登録	22	10	43	2	44	0	2	0	3	2	2	11	5	473	4	39	1	663
抹消の登録	34	0	43	0	2	44	1	0	0	0	11	48	12	0	1	45	99	340
更正の登録	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	3	0	0	0	3	12
信託の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
処分の制限の登録(差押)	4	15	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	5	0	29
処分の制限の登録(その他)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	6
出版権の登録	98	20	10	2	10	8	0	1	9	6	3	0	5	7	13	6	0	198
著作隣接権の登録	28	0	0	0	0	0	0	0	1,922	19	0	15	31	1	0	6	0	2,022
合計	3,565	280	369	272	304	247	331	344	2,413	542	314	532	824	927	950	665	702	13,581

(注)著作権課に対する登録申請件数  
(数値は、現行著作権法施行日(昭和46年1月1日)以降の件数を集計)